

大館市農業委員会総会議事録

令和2年9月11日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年9月11日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	5番	小林 大樹		6番	小畑 純市
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 23 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 48 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 49 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 50 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 51 号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名全員の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 5 番 小林 大樹 委員、議席番号 6 番 小畑 純市 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(8月総会～9月総会)について
- ・報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 48 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

5 ページをお開き願います。

議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、6 ページのNo.7 の 1 件で、地目は畑で面積合計は 1,500 m²であります。

借り受けの事由は「経営拡張」で、貸借期間は 15 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 48 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 48 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 49 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、8 ページの No.63 から 10 ページの No.69 までの 7 件で、面積は田が 2,265 m²、畑が 2,448 m²、面積合計は 4,713 m²となっております。

譲受の事由は、No.63、No.64 の 2 件が「受贈」、No.65、No.66、No.69 の 3 件が「経営拡張」、No.67、No.68 の 2 件が「自作地相互の交換」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 8 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 49 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

16 番

16 番、菅原です。

No.67 と 68 の自作地相互の交換ですが、交換する農地の面積は等価交換が望ましいと思うのですが、面積に大きな差がありますので説明願います。

局長

No.67 の譲受人が耕作する水田には、No.68 の対象農地を通らなければならず、耕作の利便性を図るため、これまで双方合意のもと既に交換が終わっている状態のものを、このたび正式に届け出たものであります。

16 番

分かりました。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 49 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 50 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積

計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和2年9月11日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

12 ページには、令和2年度農用地利用集積計画（第6号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-8、所-9の2件で、地目はすべて田、面積合計は12,173㎡となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第50号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第50号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第51号『大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き下さい。

議案第51号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和2年9月11日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、14ページの「大館農業振興地域整備計画変更概要」の案件番号1と2の2件であります。

まず、案件番号1ですが、位置図は16ページになります。

申請する土地は田の沢集落内の農地で、現況地目は畑、面積は147㎡となっております。

計画変更の目的ですが、申請者は現在4世代9人で居住しており、住宅が手狭になってきたことから、孫の住宅を建築するための農地転用の計画があることから除外申請をするものです。

次に、案件番号2ですが、位置図は17ページになります。

申請する土地は出川集落内の農地で、現況地目は畑、面積は500㎡となっております。

計画変更の目的ですが、申請者は現在アパート住まいですが、実家の近くに住宅を建築するための農地転用の計画があることから除外申請をするものです。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第51号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第51号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 9 月 11 日

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番

農地法第3条調査書

議案第48号 No.7	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市曲田字下聖 ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市中山字桂沢 . . .
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市道目木字屋布添 . . .
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っていたが、病気等により労力不足となったため、譲渡(借)人が今後、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月5日、畠山繁司 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第49号 No.63	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字小沢口屋布下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月7日、伊藤昇 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.64	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字小沢口屋布下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月7日、伊藤昇 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.65	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字上ミ野・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		東京都小平市花小金井・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市二井田字高村・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月6日、小畑純市 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.66	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市軽井沢字梨木下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市十二所字田町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市軽井沢字沼ノ岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月5日、畠山繁司 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.67	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月4日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.68	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月4日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.69	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字川久保・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月5日、渡邊久留美 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)